二　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項（平成十九年改正法附則第四条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十四条第一項の開始又は同条第九項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　要支援者等に係る前号イからオまでに掲げる情報

三　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十五条第一項の職権による開始又は同条第二項の職権による変更に関する事務　要支援者等に係る第一号イからオまでに掲げる情報

［四～六　略］

第四十四条の二　法別表第二の八十八の二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第二十四条第一項の医療特別手当の支給に関する事務　同条第二項の認定の申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

二　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十五条第一項の特別手当の支給に関する事務　同条第二項の認定の申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

二　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項（平成十九年改正法附則第四条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十四条第一項の開始又は同条第九項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　要支援者等に係る前号イからノまでに掲げる情報

三　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十五条第一項の職権による開始又は同条第二項の職権による変更に関する事務　要支援者等に係る第一号イからノまでに掲げる情報

［四～六　同上］

［条を加える。］

三　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十六条第一項の原子爆弾小頭症手当の支給に関する事務　同条第二項の認定の申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

四　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十七条第一項の健康管理手当の支給に関する事務　同条第二項の認定の申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第四十四条の三　法別表第二の八十九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十八条第一項の保健手当の支給に関する事務　同条第二項の認定の申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

二　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第三十二条の葬祭料の支給に関する事務　当該支給の請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第四十四条の四　法別表第二の九十の項の主務省令で定める事務は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第三十一条の介護手当の支給に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該支給の請求を行う者に係る次に掲げる情報とする。

一　介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報又は同法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する情報

二　公的給付支給等口座登録簿関係情報

［条を加える。］

第四十四条の二　法別表第二の九十の項の主務省令で定める事務は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第三十一条の介護手当の支給に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該支給の請求を行う者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報又は同法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する情報とする。

［号を加える。］